

起案用紙（委員会記録伺）

(1号)

議長	副議長	委員長	事務局長	局長補佐	係長	担当	文書取扱主任
起案日	令和2年3月 日			処理区分	<input type="checkbox"/> 重要 <input type="checkbox"/> 至急 <input type="checkbox"/> 例規 <input type="checkbox"/> 公示 <input type="checkbox"/> 議案 <input type="checkbox"/> 秘		
決裁日	令和2年 月 日			保 存	<input type="checkbox"/> 永 <input checked="" type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 即廃		
登録番号	2四議第 号			公 開		非公開理由	
分類番号	04 - 02 - 03			<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 時限非公開 (公開)		四万十市情報公開条例第9条に該当 ()	
簿冊番号	04 - 05						
委員会名	教育民生常任委員会			会議年月日	令和2年3月16日(月)		
				会議時間	13時00分～14時10分		
出席委員	委員長	垣内孝文					
	副委員長	宮本幸輝					
	委員	宮崎努					
	委員	川淵誠司					
	委員長	上岡真一		欠席委員			
	委員長	山下幸子					
その他	委員外議員	廣瀬正明					
	委員外議員	寺尾真吾					
執行部出席者	子育て支援課長	西澤和史		福祉事務所長補佐	薦田則一		
	子育て支援課支援係長	名本史織		福祉事務所社会福祉係長	平地義伸		
	市民・人権課長	川崎一広		学校教育課長	山崎行伸		
	市民・人権課市民係長	藤原亜紀		学校教育課長補佐	中脇弘樹		
	高齢者支援課長	山崎豊子		生涯学習課長	小松富士夫		
	高齢者支援課長補佐	竹田哲也		生涯学習課長補佐	谷口公久		
	福祉事務所長	村上真美					
事務局	事務局長	阿部定佳					
	総務係長	桑原由香					
記 録							
<p>令和2年3月定例会において、本委員会に付託を受けた議案9件、及び陳情1件について委員会を開催しました。その概要については以下のとおりです。</p>							

■委員長挨拶により開会。

●まず、第23号議案「四万十市手話言語条例」について、執行部から説明を受け審査を行った。

【説明：村上福祉事務所長】

「四万十市手話言語条例」は、手話が言語であることに対する理解の促進に関して基本理念を定めるとともに、市、市民、事業者の役割を明らかにし、手話が言語であるとの認識を普及し、ろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会を実現し、ろう者の自立や社会参加を促進することを目的に制定するもの。

前文では、手話言語は、ろう者にとって、物事を考え、コミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解し合うため、また知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として大切に育んできたことを知り、今後も市民の方が自分たちの住む地域で、身近なものとして手話を育んでいけるようなものにしていけたらという思いを表現しており、過去に言語と認められてこなかったこと、手話がそれを使う方にとってどれほど大切なものかということに加え、障害者の権利に関する条約や障害者基本法に照らし合わせながら、手話言語条例の必要性を説明している。

骨子は、第3条に手話の意義を、第4条に基本理念、第5条に市の責務、第6条に市民の役割、第7条に事業者の役割、第8条に施策の推進を規定している。

条例制定の経過は、これまでの四万十市の動きとして、平成26年6月に四万十市議会で手話言語法制定を求める意見書が採択され、国に提出されている。平成28年6月に、全国手話言語市区長会が設立され、四万十市長が加入している。平成31年4月に中村手話サークル若鮎から手話言語条例制定の要望書が提出されている。令和元年10月には、高知県聴覚障害者協会から聴覚障害者に関する四万十市の施策に関する要望書が提出され、その項目に手話言語条例の制定が含まれている。

手話は、独自の語彙や文法体系を持つ、日本語とは異なる言語。手話を第一言語とするろう者にとって、日本語のみでコミュニケーションをとったり、生活に必要な情報を得ることは困難である。点字や筆談など障害の特性に応じた意思疎通の方法があるが、これらはあくまで日本語を伝える一手段であるのに対し、手話は日本語ではない点で明確に異なっている。

【質疑：宮崎委員】

翻訳等、言葉でしゃべったことが文字になるソフトがあるが、そういうものと平行してやっていくものなのか。全然違うものなのか。

【答弁：村上福祉事務所長】

この条例のなかの定義にあるが、「ろう者」は手話を言語として日常生活又は社会生活を営む聴覚障害者なので、日本語を取得している人ばかりではない。手話は日本語を訳するものではない。日本語は取得していても漢字が苦手な人や、筆談ができる人もいれば口の動きを読んで理解できる人もいるが、聴覚の程度や学んできた内容は人それぞれ。

【質疑：宮崎委員】

市役所の中では、今、どの程度対応ができる状態か。

【答弁：村上福祉事務所長】

福祉事務所に1名、手話ができる者がいる。また県の事業だが、手話通訳者の派遣があり、あらかじめ予約すると県の手話通訳者が通院や買い物に同行して、手話通訳する。

【質疑：川淵委員】

第9条が「委任」ということになっている。4月1日から施行だが、市長は何か準備をしているのか。

【答弁：村上福祉事務所長】

これまでいろいろな施策をやってきている。聴覚障害者理解促進研修や手話通訳者の派遣ということで意思疎通支援事業をこれまでもやってきたが、この条例制定にあわせて新規事業として、令和2年度に小中学校における手話教室を6校実施予定としている。また、四万十市の広報で周知、啓発記事をシリーズで掲載を考えている。

【質疑：宮本委員】

議場で手話通訳の人が一緒に入るといことはどうなるか。YouTubeでも配信しているが。

【答弁：村上福祉事務所長】

一般質問の手話通訳は、長い会議になると、何人か交替でやらないといけないので、手話通訳できることが理想ではあるが、一足飛びにはできないと思っている。手話言語条例が成立したら、ホームページで手話言語条例の手話通訳を動画で配信するということは、考えている。

【質疑：宮本委員】

せっかく条例を制定するのだから、生かして行かないといけない。費用も負担があるだろうが。

【答弁：村上福祉事務所長】

検討する。国際手話とか手話にもいろいろあるが、ここでいうのは日本手話。国際的に通用するのではなく、いろいろ種類がある。

※他に質疑なく終了

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、第 26 号議案「四万十市介護保険介護給付費準備基金条例の一部を改正する条例」について、執行部から説明を受け審査を行った。

【説明：山崎高齢者支援課長】

介護保険会計の決算で、剰余金が生じた場合、早期の基金運用を図ることができるよう、翌年度の歳入に編入することなく、速やかに積立てが行えるよう、条例を改正するもの。

現在の積立ては、毎会計年度の介護保険会計の予算で定める額としているが、今回、基金として積み立てる額は決算剰余金の 2 分の 1 を下らない額、基金の運用から生ずる収益額、と明記している。

※質疑なく終了

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、第 27 号議案「四万十市立学校設置条例の一部を改正する条例」について、執行部から説明を受け審査を行った。

【説明：山崎学校教育課長】

小中学校再編計画において八東中学校、東中筋中学校、中筋中学校を中村西中学校に統合し、令和 4 年 4 月から運用を開始する。統合先の中村西中学校が築 30 年以上経過しており、老朽化が進んでいる。良好な学習環境を確保するため、令和 4 年 4 月までに大規模な改修工事を進めている。この改修を行う際に活用する国庫補助のルールであるので八東中学校を廃止し、第 3 条関係の別表の中の「八東中学校」を削除するもの。

【質疑：宮崎委員】

なぜ、八東中学校だけなのか。

【答弁：山崎学校教育課長】

まず、他の中学校の有効利用について検討に至っていないというのが理由。八東中学校にしたのは、今後条例改正予定だが、八東小学校が老朽化が進んでおり、その移転先候補とするため八東中学校を廃校としたい。

※他に質疑なく終了

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、第 28 号議案「四万十市公民館条例の一部を改正する条例」について、執行部から説明を受け審査を行った。

【説明：小松生涯学習課長】

中央公民館が 3 月 31 日で閉館となることから、第 2 条の中央公民館の名称と位置を削除し、別表の使用料金表も削除する。公民館条例には市内の分館 27 施設についても規定されているので、条例の廃止ではなく一部改正とするもの。

【質疑：川淵委員】

条例そのものに反対するわけではないが、分館の使用料金は昼間は 2,970 円だが、午後 5 時から午前 8 時 30 分までは 9,020 円。宿泊も想定しているのか。

【答弁：小松生涯学習課長】

今のところ宿泊は想定していない。

【質疑：川淵委員】

それでもこれだけ金額が違うのか。

【答弁：小松生涯学習課長】

夕方ということもあり、時間的に長時間になるということでの料金設定と思うが、明け方まで使うことはないと思っている。

【意見：宮崎委員】

比率がおかしいのでは。差がありすぎる。

【意見：川淵委員】

条例とは関係ないところだが、いびつな感じがする。

【質疑：宮本委員】

複合施設に公民館的なものはあるのか。別のところに公民館を作る予定はあるのか。

【答弁：小松生涯学習課長】

複合施設であるため、「公民館」という名称が残るかどうかは今後の協議になる。別に公民館を作るという計画はない。

【質疑：宮崎委員】

夜間が閉まるのなら、分館の使用料金表も一緒に直したらどうかと思うが。夜は閉まるのか。今回なぜ、この議論にならなかったのか。

【答弁：小松生涯学習課長】

さっきは宿泊は想定していないと言ったが、考えてみたら伊才原分館等は、川遊びに来られて宿泊もされると想定されているので朝までの料金設定になっている。

【質疑：川淵委員】

泊まる人は9,020円でもよいが、午後10時頃までしか使わない場合は、中間の金額設定もしたらどうか。

【答弁：小松生涯学習課長】

複合施設完成に向けて令和3年度に新しい条例も制定することを考えているので、その時に一緒に直していく。

※他に質疑なく終了

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、第29号議案「四万十市教育研究所設置条例の一部を改正する条例」について、執行部から説明を受け審査を行った。

【説明：山崎学校教育課長】

公民館の2階にある教育研究所を旧田野川小学校へ移転するため、所在地を改めるもの。

※質疑なく終了

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、第30号議案「四万十市立学童保育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」について、執行部から説明を受け審査を行った。

【説明：西澤子育て支援課長】

中村南小学校の放課後児童クラブは、2学級を専用施設と空き教室で行っているが、定員以上の受け入れとなっているため、2棟目の専用施設を建設している。今月完成予定で、新施設の所在地を条例に追加するもの。新施設が完成すると、2学級から3学級となり、定員は21名増える。

【質疑：宮崎委員】

4月1日から施行だが間に合うのか。トイレの部品が間に合わないと聞いたがどうなったのか。

【答弁：西澤子育て支援課長】

新型コロナウイルスの関係でトイレの部品が入ってこないといていたが、在庫に同一基準のものがあつたので、一部設計変更して対応した。

【質疑：川淵委員】

学級が増えるということで、すごくいいことだと思うが、担当者も増えるのか。

【答弁：西澤子育て支援課長】

現在5名の有資格者がおり、新たに雇用予定でもあるので、運営はスムーズにできると伺っている。

※他に質疑なく終了

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、第33号議案「四万十市印鑑条例の一部を改正する条例」について、執行部から説明を受け審査を行った。

【説明：川崎市民・人権課長】

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、国の定める印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正された。具体的な改正部分は、第2条第2項中「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改める。これまで印鑑登録の有資格者として、成年被後見人はその該当をもって非適格ということで、印鑑登録制度から排除されていたが、今回、その規定を「意思能力を有しない者」と変更し、成年被後見人になった場合にも必ずしも非適格となることなく、実際に意思能力を有すると認められる場合には、資格者となるよう改正するもの。国からの通知によると、成年被後見人が同伴のうえ、成年被後見人から申請があるときは、意思能力を有する者として受け付けて差し支えない、という取り扱いが示されている。具体的な取り扱いは施行規則の改正をもって対応する予定。その他、今回の条例改正においては、既定の字句の改正整理がなされているが、それらについては、単に国の示す要領の字句整理の範疇であり、特別に制度が変更されるものではない。

※質疑なく終了

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、第39号議案「四万十市立働く婦人の家条例を廃止する条例」について、執行部から説明を受け審査を行った。

【説明：小松生涯学習課長】

3月31日をもって働く婦人の家が閉館となることから条例を廃止するもの。

※質疑なく終了

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、第42号議案「公の施設の指定管理者の指定期間の変更について」、執行部から説明を受け審査を行った。

【説明：小松生涯学習課長】

西土佐江川崎にある宮地集会施設は、現在、宮地地区を指定管理者として令和3年3月31日まで指定していたが、今回、地区に無償譲渡することとなったため、指定期間を令和2年3月31日までに変更するもの。

【質疑：宮崎委員】

理由はなぜか。指定管理で受けていた方が地区にとってはよいのではないか。地区から申し出があったのか。市からお願いしたのか。

【答弁：小松生涯学習課長】

西土佐出身の方から地区に寄附をしていただけたということ、地区が施設の建替えを希望しているので、無償譲渡する。

※他に質疑なく終了

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、「陳情受理番号第1号 四万十市安並運動公園体育施設等の修繕についての提案と要望について」、審査を行った。

まず、小松生涯学習課長から、現状等について説明を受けた。

【説明：小松生涯学習課長】

安並運動公園の体育施設については備品を除く施設については、長寿命化計画に位置付けて、年次計画を立てて改修していくことになっている。それ以外の具同体育センター等の施設や備品については財源確保の目途がついてから改修する、というふうに考えている。今回、指定管理者であるスポーツ協会から陳情が提出され、所管課としても修繕の必要性は十分承知しているが、一度に改修することは不可能であると考えているので、計画的に改修していきたい。

要望一覧のなかの、優先順位1番の安並の消火栓ポンプ、優先順位10番の安並の空調、優先順位2番のプールの警報装置、優先順位4番のプールの自動塩素供給システム、優先順位15番のスタジアム試合用外野フェンスについては、当初予算で計上している。

また、3月補正でスポーツセンターのアリーナと卓球場の床の改修に6,000万円を計上して、繰り越しをして、2年度に実施する、ということも提案している。

他の施設については、令和2年度の緊急用の修繕料として200万円枠を持っているので、その中で優先順位をつけて対応したいと考えている。現在実施したいと思っているのは、優先順位9番テニスコートの夜間照明、優先順位21番の補助グラウンドのトイレブースの建具の交換、優先順位3番のプールの排水ポンプ交換、優先順位19番のスタジアムの人工芝のラインゾーンの段差解消、優先順位11番のスタンドの点字パネルの張替え、この5ヵ所は実施したいと考えている。要望の22件中、10件は来年度実施できる。残りは改修金額が大きくなるので、令和3年度以降で計画的に予算計上を考えている。

【意見：宮崎委員】

完全採択としたい思い。予算の問題があるので急には全部は無理、というのはそのとおりで思う。ただ、陳情を受けたとき、今、利用者から年間1,000万円くらい入ってきて修繕費は年間500万円くらい。市民の皆さんから1,000万円入っているのなら修繕費も1,000万円という考え方でお願いしたいとのことだった。特に優先順位7番のトレーニング器具がボロボロすぎる。今後、スポーツ誘致活動もされると思うので計画的に早めに全部修繕して行ってほしい。

【意見：川淵委員】

来年度いろいろできそうなのはいいと思うが、優先順位1番の消火栓ポンプ、2番のプールの警報装置、11番の点字パネルは、緊急性が高いと思うので、来年度末とかにならないように早速にでも取り掛かっていただきたい。特に点字パネルは公共施設なのにひどい状態。できるだけ早くやっていただきたい。

※他に質疑なく終了

－小休－

－正会－

採決の結果、この陳情は、全会一致で採択すべきものと決した。

●次に、「第3期 四万十市地域福祉計画策定について」福祉事務所から報告を受けた。

【説明：村上福祉事務所長】

策定の経過は、令和元年4月23日に第1回地域福祉計画運営協議会を開催し、今後の進め方等について協議した。

4月27日から5月31日には、無作為に2,000人を抽出し、地域福祉に関するアンケート調査を実施した。6月24日には第2回地域福祉計画運営協議会を開催し、アンケートの集計結果、中学生を対象とするアンケートの実施について協議をした。

7月2日から19日まで、四万十市立中学校に在籍する全生徒227人を対象に実施した。

7月11日には、第1回計画策定関係者協議（作業部会）を開催した。7月から10月には、市内12地区で地域座談会を開催。10月31日には、第2回計画策定関係者協議（作業部会）、11月29日と12月17日には成年後見利用促進基本計画に関する協議を行い、3回目の計画策定関係者協議、運営協議会を経てパブリックコメントを実施（提出意見なし）、2月25日に最終計画が決定をした。

成年後見利用促進基本計画に関する協議は、成年後見制度利用促進法に市町村の基本計画を定めるということが努力義務として規定されているので、今回、地域福祉計画に盛り込んだもの。

少子化・高齢化の進行、ライフスタイルの変化など、個人や世帯を取り巻く環境の変化により、住民一人一人の生活課題や必要とする支援は複雑・多様化している。その生活課題にすべてきめ細かく対応することは既存の公的制度だけでは困難な状況にあり、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、多様な主体が参画し、つながることで、一人一人の暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく「地域共生社会」の実現が必要とされている。「住民」と「関係団体・関係機関」、「行政」が目指すべき方向について共通認識を持ち、協働して地域の福祉力を高め、推進するための計画が「四万十市地域福祉計画」である。

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき定めるもので、本市においては、平成22年3月に第1期四万十市地域福祉計画を策定しており、本計画はこれを引き継ぐ第3期計画となる。

市が策定する「地域福祉計画」と整合性を保ちながら、地域福祉の推進に取り組むための実践的な活動・行動計画として社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」がある。

この二つの計画は、これまで別々に策定したうえで、連携を図ってきたが、今回は一体的に策定することで地域福祉の推進に向けて目指すべき方向と具体的な取り組みを整理し、より実践的な取り組みへとつなげていくことを目指している。一体的策定後の計画名称は、「四万十市地域福祉計画」とする。

本計画は、「四万十市総合計画」を上位計画とし、福祉関係施策を総合的に推進するための計画。福祉に関する個別計画である「四万十市健康増進計画」、「四万十市子ども・子育て支援事業計画」、「四万十市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」、「四万十市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」、「四万十市自殺対策計画」などに共通する地域福祉推進に関する理念とその具体化のための施策の方向性を示す総論的な計画。

第2期計画の目指す方向性を引き継ぎながら地域福祉推進のための取組目標を整理した。

基本理念は「誰もが安心して暮らせる笑顔があふれる四万十市」。中学生にアンケートをとって、「10年後、自分たちが住む地域がどうなっていてほしいですか」との問いへの回答を参考にさせてもらった。

基本方針は、「人づくり」、「仕組みづくり」、「環境づくり」。この基本方針に沿って、重点目標と取組目標を設定した。

取組目標ごとに、市民・地域の取り組み、社会福祉協議会・関係機関の取り組み、市の取り組みに分けて、四万十市として目指す地域福祉推進の方向性を掲げており、計画の推進にあたっては、市や社会福祉協議会だけでなく、住民や関係機関等も含め、様々な主体の活動の連携・協働が求められる。

また、市の取り組みについては、本計画で地域福祉に関する理念と方向性を示し、福祉分野に関連する各種計画において、具体的な施策の実行を進めていく。

地域福祉計画運営協議会を開催し、推進体制のなかで把握したニーズ・課題・取り組みの状態をもとに、地域福祉計画の評価・分析を行い、PCDAサイクルに沿って計画を推進していく。

【意見：宮崎委員】

計画の期間が腑に落ちない。地域福祉計画は5年のスパンなので他の計画とずれてくる。だれのための計画なのかいつも疑問に思う。これは、市ではどうしようもないのか。市独自で決めることができないのか。作る方も大変ではないか。疑問。

【質疑：川渕委員】

中学生にアンケートをとったというが、基本理念以外にアンケートを参考にしたものはあるのか。大変興味があるので、アンケート結果をもらえないか。

【答弁：村上福祉事務所長】

この抜粋には載せていないが、実際の地域福祉計画の中には、アンケート結果も載せている。
※他に質疑なく終了

●事務局から連絡事項

— 小休 —

○例規集の差替えの連絡

— 正会 —

●委員長報告の作成を正副委員長に一任し、委員会を終了した。